

事務連絡  
令和元年8月16日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課  
各国公私立高等専門学校事務局

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

### 放射線副読本の配布に係る調査について

文部科学省では、平成30年10月に放射線副読本を改訂し、全国の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る）（以下「学校」という。）等に配布しています。

今回の改訂に当たっては、放射線に関する科学的な知識を理解した上で、原発事故の状況や復興に向けた取組を学ぶ構成とし、避難児童生徒に対するいじめを防止する内容を抜本的に拡充することや復興に向けた歩みが着実に前進していることを紹介することを主なポイントとしています。各学校において引き続き積極的に御活用いただけるよう、今年度においても、全国の学校の新入学児童生徒に対して無償で配布することとしています。

については、放射線副読本の送付先等を把握したいので、別紙に基づき、送付先等の一覧（送付先等一覧）を作成し、令和元年9月20日(金)までに、当課宛てに送付いただきますようお願いいたします。

#### ○放射線副読本（平成30年10月改訂）

「小学生のための放射線副読本 ～放射線について学ぼう～」

「中学生・高校生のための放射線副読本 ～放射線について考えよう～」

※文部科学省ホームページに公表しています。

URL: [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shuppan/sonota/detail/1409740.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1409740.htm)

#### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程第二係（橋本、萩尾、太田桐）

T E L 03-5253-4111（内線 2930）

F A X 03-6734-3734

E-mail kyoiku@mext.go.jp

## 調査要領

### 1 送付先等一覧の作成について

#### ① 学校の区分に応じた作成主体

- ・公立学校（高等専門学校を除く。）については、各都道府県教育委員会指導事務主管課及び各指定都市教育委員会指導事務主管課において作成してください。
- ・私立学校については、各都道府県私立学校事務主管課において作成してください。
- ・国公立大学法人附属学校については、各国公立大学法人附属学校事務主管課において作成してください。
- ・株式会社立学校については、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務主管課（以下「各地方公共団体株式会社立学校事務主管課」とする。）において作成してください。
- ・国公立高等専門学校については、各国公立高等専門学校事務局において作成してください。

#### ② その他

本件については、必ず添付したエクセルファイルの様式を使用して作成してください。その際、様式の加工・改変等を行わないでください。また、学校の区分ごとにシートが分かれていますので、不要なシートは削除してください。

### 2 送付先等一覧の提出について

- ① 送付先等一覧の提出は、当課アドレス（kyoiku@mext.go.jp）に電子メールの添付ファイルとして送信してください。
- ② ファイル名・メールの件名は、「【〇〇県△立】R1放射線副読本送付先等」としてください。  
【】内の「〇〇県」には一覧の作成主体（都道府県名、指定都市名、大学名、高専名など）、  
「△立」には「公立」、「私立」、「国立」、「株式」のいずれかを記載してください。  
（例：「【北海道公立】R1放射線副読本送付先等」）
- ③ 送付先等一覧は令和元年9月20日(金)までに提出してください。

### 3 送付先等一覧の記入について

送付先等一覧には、放射線副読本の送付先となる学校について必要事項を記入してください。送付先等一覧の作成に当たっては、以下の要領に従って記入してください。

- ① 様式内に、都道府県名、担当者名、連絡先を記入してください。連絡先には、電話番号（直通）、FAX番号、メールアドレスを必ず記入してください。なお、番号欄は記入しないでください。
- ② 「①区分」（1列目）：送付先が学校である場合は、公立・私立・国立・株式会社立の区分をそれぞれ「公」、「私」、「国」、「株」として記入してください。
- ③ 「②郵便番号」（2列目）：送付先の7桁の郵便番号を半角数字で記入してください。「-」（ハイフン）も半角としてください。
- ④ 「③住所」（3列目）：送付先の住所を記入してください。都道府県から記入し、「#」等は用いないでください。地番は「1-2-3」のように半角数字で記入し、「1丁目2番地の3」のように記入しないでください。また、各町村に所在する学校について、住所に「〇〇郡」と郡名がある場合は必ず省略せずに記入してください。
- ⑤ 「④送付先」（4列目）：送付先の名称を記入してください。必ず〇〇市立、〇〇町立など正式

な名称を記入してください。

※ 送付先の記載順序

- ・都道府県教育委員会指導事務主管課においては、上から、小学校（市区町村ごとに記入してください。）、中学校（市区町村ごとに記入してください。）、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）の順序で整理して記載してください。学校については、県立学校分も含めて一覧を作成してください。
- ・指定都市教育委員会指導事務主管課においては、上から、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）の順序で整理して記載してください。
- ・各都道府県私立学校事務主管課においては、上から、小学校（市区町村ごとに記入してください。）、中学校（市区町村ごとに記入してください。）、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）の順序で整理して記載してください。なお、小学校及び中学校等を有する同一の学校法人については、上記の整理によらなくても構いません。
- ・各地方公共団体株式会社立学校事務主管課においては、上から、小学校（市区町村ごとに記入してください。）、中学校（市区町村ごとに記入してください。）、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）の順序で整理して記載してください。なお、小学校及び中学校等を有する同一の学校法人については、上記の整理によらなくても構いません。
- ・各国公立大学法人附属学校事務主管課においては、上から、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校及び特別支援学校の順序で整理して記載してください。

⑥ 「⑤電話番号」（5列目）：電話番号を半角数字で記入してください。市外局番、市内局番などの間の「-」（ハイフン）も半角としてください。

⑦ 「新入学児童生徒数」（6～8列目）：今年度の児童生徒用の配布部数として、送付先等一覧の作成主体や各市町村教育委員会が把握している各学校の令和元年度の新入学児童生徒数（令和元年8月1日時点の在籍児童生徒数）を半角数字で記入してください。

※ 送付先の対象には、特別支援学校、中等教育学校、義務教育学校、専修学校（高等課程を置くものに限る。）も含まれることになるので、送付すべき学校と新入学児童生徒数が必ず欠落しないようにしてください。（県立学校については、義務教育担当課が所管していない場合も在りうるので、本事務連絡については、教育委員会内部での情報共有を必ず図ってください。）

※ 各学校には、余部として一定数を配布します。

⑧ なお、配布部数については、一覧提出後、文部科学省で調整する場合があります。

⑨ 外字は使用しないでください。代替可能な文字がない場合は、平仮名等で記入してください。

⑩ 集計の都合上、文字のセンタリングや均等割付、セルの結合や罫線等の装飾はしないでください。

⑪ 各送付先や各冊子の配布部数の合計は不要です。

#### 4 送付先について

① 公立学校（専修学校（高等課程を置くものに限る。）を含む。）及び国公立高等専門学校については、各学校を送付先とします。

② 私立学校（専修学校（高等課程を置くものに限る。）を含む。）については、原則として、各学校を設置する学校法人の指定するいずれか1校を送付先とします。ただし、同一法人の設置する複数の学校間の所在地が著しく離れている場合等は、各学校を送付先とすることができますの

で、複数の学校への送付を希望する場合は送付先等一覧の「備考」（9列目）にその旨を記入してください。

- ③ 国立大学法人附属学校については、各学校を送付先とします。
- ④ 株式会社立学校については、各学校を送付先とします。

## **5 配布時期について**

令和元年10月以降の配布を予定しています。

事 務 連 絡  
平成 30 年 10 月 1 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

### 放射線副読本の改訂について

文部科学省では、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、平成 26 年 3 月に、放射線副読本を作成し、全国の小学校、中学校、高等学校等に配布しています。

現在の放射線副読本は作成から 4 年が経過し、当時から状況が変化していることから、内容や構成の見直し等について検討を進めてきたところですが、今般、放射線副読本を改訂しました。

改訂した放射線副読本は、小学生用の冊子と、中学生と高校生共通の冊子の 2 種類があり、今後、全国の小学校、中学校、高等学校等に対して、順次配布する予定です。

各学校においては、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めるための指導の一助として御活用いただきますようお願いいたします。

このことについては、各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校（小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校等をいう。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、各国立大学法人附属学校事務主管課におかれては、その管下の学校に対し、各地方公共団体株式会社立学校事務主管課におかれては、その主管に係る学校に対し、御周知いただきますようお願いいたします。

#### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
教育課程第二係（橋本、荻野、太田桐）  
T E L : 03-5253-4111（内線 2930）  
F A X : 03-6734-3734  
E-mail : kyoiku@mext.go.jp

### 【放射線副読本の改訂のポイント】

○ 平成 29 年 12 月にとりまとめられた「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」（原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース）を踏まえるとともに、以下に示すポイントに沿った内容に改訂しました。

#### ・章立ての見直し

まず、放射線に関する科学的な知識を理解した上で、原発事故の状況や復興に向けた取組を学ぶ観点から、第 1 章で放射線に関する科学的な知識に関する内容、第 2 章で原発事故や復興に向けた取組等を扱う。

#### ・避難児童生徒に対するいじめを防止する内容を抜本的に拡充

復興が進んでいる一方で避難児童生徒に対するいじめが課題となっていることを踏まえ、いじめは決して許されないことについて強く言及。

#### ・復興に向けた歩みが着実に前進していることを追記

震災から 7 年が経過し、住民の帰還や避難指示の一部解除、学校の再開など、復興が着実に前進している様子を紹介。

### 【放射線副読本の冊子について】

○ 改訂した放射線副読本は、次の 2 種類の冊子があります。

#### ・小学生用の冊子

「小学生のための放射線副読本 ～放射線について学ぼう～」

#### ・中学生と高校生共通の冊子

「中学生・高校生のための放射線副読本 ～放射線について考えよう～」

※文部科学省ホームページに公表しています。

URL: [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shuppan/sonota/detail/1409740.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1409740.htm)

### 【放射線副読本の活用にあたっての留意点】

○ 放射線副読本の活用にあたっては、児童生徒にその内容が具体的に伝わるよう、以下の点に留意し、積極的な御活用をお願いいたします。

・いかなる理由があっても「いじめ」は決して許されず、原子力発電所の事故により避難していることなどを理由とする「いじめ」も同様に決して許されないことを改めて徹底すること。

・「平成 30 年度「放射線に関する教職員セミナー及び出前授業実施事業」について」（平成 30 年 6 月 26 日事務連絡）で周知をした教職員セミナー及び出前授業においても、今後、改訂した放射線副読本を活用する予定であること。

- ・新学習指導要領においては、放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し、情報を正しく理解する力を、教科等横断的に育成することとしている。改訂した放射線副読本は、関係する教科等で広く御活用いただける内容となっていることから、例えば、小学校・中学校学習指導要領解説（総則編）付録6「放射線に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」等も参考としながら、教科等横断的に放射線に関する教育の充実に取り組むこと。
- ・保護者等からも放射線に関する教育を実施することについての理解が得られるよう、例えば、家庭でも放射線副読本を活用してもらえよう促すなど、工夫すること。
- ・平成31年度につきましては、小学校、中学校、高等学校等に入学する児童生徒に対して、改訂した放射線副読本を配布するための経費を概算要求しています。

#### 【放射線副読本の配布について】

- 改訂した放射線副読本の冊子は、先日御協力いただきました「改訂版「放射線副読本」（仮称）の配布に係る調査について」（平成30年6月13日 事務連絡）の結果に基づき、全国の小学校、中学校、高等学校等に対して、平成30年10月上旬から順次配布する予定です。